

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 34

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.34

全北海道教職員組合

2019.12.9

国会審議で明らかにされたこと③

小学校6割、中学校7割が「上限」を超える勤務～制度導入の前提がない



●「上限ガイドライン」の遵守が制度導入の大前提

№33でもお伝えしたように、国会審議を通じて、制度導入には「業務の削減」が大前提であることが、何度も確認をされてきました。11月26日の参議院文教科学委員会でも、萩生田光一文部科学大臣は「労働時間の縮減を前提として導入することを規定しております」と答弁しました。そして、丸山洋司政府参考人（文科省初等中等教育局長）は、残業の上限を月45時間年360時間とする「上限ガイドライン」の遵守が制度導入の大前提だと認めています。

●小学校6割、中学校7割が「上限」を超える勤務=制度導入の前提がない

26日の委員会で、丸山局長は、「週55時間以上勤務している教員の割合は、小学校で57.8%、中学校で74.2%」と、教員の長時間労働の実態を認めました。

「上限ガイドライン」が示す月45時間の時間外勤務は、計算すると、だいたい週51時間勤務です。ですから、さらに多くの教員が、月45時間以上の時間外勤務を行っているということです。この調査のあと、新指導要領への移行にともなって業務が大幅に増えているわけですから、いまの学校に、変形労働導入の前提はないのです。

26日の委員会で、萩生田文科相は「年度途中等にこうした要件が明らかに遵守できない状況が生じた場合には……1年単位の変形労働時間制の活用を取りやめることとなると考えております」と答弁しています。

●虚偽の勤務時間記録が蔓延している実態～大臣も認める

北海道の小・中学校では、タイムカード等による客観的な勤務時間把握は進んでいません。客観的な勤務時間把握が進んでいる他県では、「5時半には打刻してくれと管理職に言われている」「校長が、勤務時間が過ぎたらとにかく『退勤』と押ししてくれと指導している」「どんなに朝早く学校に来て、タイムカードは勤務時間になってからと言われていた」など、虚偽の記録が蔓延している実態が国会審議でも具体的に指摘され、萩生田文科相もその実態があることを認めています。

「上限ガイドライン」の遵守どころか、正確な労働時間の把握すら行われていない中では、そもそも、変形労働制を導入することはできません。

